

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 8 年 1 月 5 日に受け付けました住民監査請求（行政文書の写しの交付に関するもの）については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、開示事務に関する遅延により「開示事務手続が適正に行われているのか疑義が生じています」と主張し、「開示事務の進捗および遅延の理由について監査を求める」と述べています。

しかし、住民監査請求に基づく監査は、違法又は不当な財務会計上の行為、違法又は不当に公金の賦課徴収や財産の管理を怠る事実によって、市が財政上の損害を被る場合に、市民が監査委員に対して監査を請求できる制度です。

そのため、請求人が記載した内容は、住民監査請求が対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を摘示しているものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。